

北海道教育委員会教育長告示第25号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年（2024年）4月1日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

（教育委員会所管分 その1）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>高等学校生徒遠距離通学費等補助事業（高等学校生徒遠距離通学費等補助金）</p> <p>道立高等学校の募集停止に伴い遠距離通学等となる場合において、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等と地域社会に有為な人材の育成を図ることを目的に予算の範囲内で補助する。</p>	<p>別記に定める募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住し、かつ、別記に定める要件のすべてを満たす生徒の通学費等負担者（通学費等を負担し、かつ、所得税法（昭和40年法律第33号）における生徒の扶養者である者）のうち前年の総収入金額又は総所得金額が教育長が別に定める基準額に満たない者並びに教育長等が特に必要と認める者</p>	<p>1 通学費（定期乗車券購入経費に限る。） 2 下宿費（下宿にあっては部屋代、間借りにあっては光熱水費及び管理費等を除く部屋代に限る。）</p>	<p>定額 ただし、市町村等が実施している通学費等に係る補助金等の交付を受けている場合の道の補助金の限度額は、補助対象経費から市町村等の補助金等の額を控除した額とする。</p>	<p>1 教育第35号様式 2 教育第41号様式 3 別に指示する様式</p>	<p>1 通学費に係る補助を受ける者 (1) 教育第38号様式 (2) 別に指示する様式 2 下宿費に係る補助を受ける者 (1) 教育第39号様式 (2) 別に指示する様式</p>	<p>1 提出部数 1部 2 提出期限 別に指示する日 3 提出先 (1) 公立高等学校生徒 北海道教育庁各教育局 (2) 私立高等学校生徒 北海道教育庁学校教育局高校教育課</p>	<p>教育長、教育局长</p>	<p>書類は、生徒が修学する高等学校の校長を経由するものとし、私立高等学校生徒に限り、総務部教育・法人局学事課についても経由するものとする。</p>

別記

<p>募集停止年度</p>	<p>1 募集停止校所在市町村 北海道教育委員会が策定した公立高等学校配置計画により、令和元年度から令和6年度の間募集停止となった道立高等学校（以下「募集停止校」という。）が当該募集停止時に所在していた市町村又は地域。ただし、当該募集停止時に、募集停止校以外の公立高等学校が所在する市町村又は地域を除く。</p>	<p>2 募集停止校遠方市町村 地理的状況や公共交通機関の運行状況等から、募集停止校所在市町村と同様の影響を受けると認められる市町村又は地域</p>	<p>3 対象生徒 次の各号のすべての要件を満たす者とする。こと。 (1) 道立高等学校が募集停止となった年度の前年度に中学校等（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒であった者。ただし、道立高等学校の募集停止後に公立高等学校が所在することとなった場合にあつては、当該公立高等学校が所在することとなった年度の前年度に中学校等の生徒であった者を除く。 (2) 中学校等卒業時に1の事項に定める募集停止校所在市町村又は2の事項に定める募集停止校遠方市町村に居住し、かつ、当該市町村に所在する中学校等を卒業した者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 中学校等卒業時の居住地に属する通学区域（北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）別表に定める通学区域をいう。以下同じ。）内に所在する高校に修学している者又は職業学科を設置する道立高等学校が募集停止となった場合に中学校等卒業時の居住地の属する通学区域内に同一学科の高校が所在しないため、やむを得ず当該通学区域外に所在する同一学科の高校に修学している者 イ 募集停止校所在市町村と募集停止校遠方市町村の通学区域が異なり、かつ、募集停止校遠方市町村の通学区域内に1学年4学級以上の規模の高校が所在しない場合は、募集停止校所在市町村の通学区域内に所在し、中学校等卒業時の居住地に最も近隣の1学年4学級以上の規模の高校に修学している者 (4) 通学費に係る補助にあつては通学費等負担者が、次のア及びイに、下宿費に係る補助にあつては次のイに該当する者 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の通学費相当分を受給していない者 イ 通学費（下宿費に係る補助金にあつては下宿費）について北海道が実施する他の補助等を受けていない者</p>
<p>令和元年度</p>			
<p>令和2年度</p>			
<p>令和3年度</p>	<p>南幌町</p>		
<p>令和4年度</p>			
<p>令和5年度</p>			
<p>令和6年度</p>	<p>北見市</p>		